

令和3年2月 札幌市国民健康保険運営協議会(書面会議)

議題等説明要旨

【 議題案件 】

議題1:令和3年度 国民健康保険会計予算について

(1ページ) 概要

令和3年度予算は、近年の被保険者数の減少を受けて、歳入・歳出とも減少し、昨年度比▲11.4億円の1,826億円となりました。

(2ページ) 主な指標

予算編成のベースとなる被保険者数・世帯数・医療費は、いずれも北海道庁から示された数値を採用しています。

被保険者数は約5,000人の減、世帯数は約1,400世帯の減となっています。なお、医療費を被保険者数で除した「一人当たり医療費」は、今年度決算ではコロナの影響により落ち込みが見込まれますが、来年度の動向が不透明なところ、医療費の自然増も予想されるため、来年度予算はほぼ昨年度予算並みとなっています。

(3ページ) 一世帯あたりの平均保険料

保険料のベースとなる「納付金」(医療費の原資とするために市町村が都道府県に収める負担金)が昨年度より減少したため、一世帯あたりの平均保険料はやや減少しました。なお、納付金が減少した理由は、国から北海道への交付金が増額したことなどによるものです。

(4ページ) 基金について

今年度末の基金残高は38.9億円と見込んでいますが、令和元年8月の運営協議会でお認めいただいた考え方に基づき、令和3年度は16.1億円を活用します。

特に今般のコロナ禍により国保加入者の所得低下が予想されますが、これにより保険料のうち所得割料率が上昇する懸念があります。一定の所得低下があっても今年度と同程度の料率に抑えることができるよう、基金を活用した特例的な措置(予算額10億円)を講じる予定です。

なお、これらの措置を講じた後の令和3年度末の基金残高は22.8億円と見込んでおり、運営協議会でお認めいただいた「ストック額20億円」は維持できる見通しです。

議題2：札幌市国民健康保険条例の一部改正について(保険料)

この度の国民健康保険条例の一部改正は大きく2つの目的のために行うものです。

1つ目は、平成 30・令和2年度の税制改正により、給与所得控除から基礎控除に10万円振り替えられるなど所得の算定方法が変更となるため、所得の増加に合わせて軽減が適用となる基準所得額を引き上げるなどの改正を行い、加入者に不利益が生じないようにすることを目的としています。

2つ目は、国民健康保険会計予算の4ページ目に記載しております、コロナ禍による保険料率の上昇抑制を図るための基金を活用した特例措置の実施にあたり、条例を改正するものです。

【 報告案件 】

報告1：札幌市国民健康保険条例の一部改正について(延滞金)

地方税法の延滞金の特例に係る規定が改正されたことを踏まえ、徴収の猶予をした期間の国民健康保険の保険料に係る延滞金の割合の引下げを行うほか、国民健康保険料に係る延滞金の割合に下限を設ける等のため、条例改正を行ったものです。

報告2：特定健診等実施計画の評価結果について

令和元年度の特定健診の受診率は、コロナ禍の影響もあり20.5%(前年度比-1.9ポイント)と落ち込んでいます。一方、特定保健指導の実施率は、健診と同日に実施する保健指導が好調で11.4%(前年度比+3.2ポイント)と大きく伸びています。

報告3：新型コロナウイルス感染症への対応について

昨年8月、6月末時点の札幌市国保の対応状況を報告しましたが、12月末時点の申請件数等をまとめ直しましたので、参考まで報告いたします。